

50ページの

<p>(使用料) 第5条 駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）<u>及び第3条第1項の承認を受けた者は</u>、別表に掲げる使用料を納めなければならない。</p>	<p>(使用料) 第3条 駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる使用料を納めなければならない。</p>
--	---

は、

<p>(使用料) 第5条 駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）<u>及び第3条第1項の承認を受けた者は</u>、別表に掲げる使用料を納めなければならない。</p>	<p>(使用料) 第3条 駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる使用料を納めなければならない。</p>
--	---

の誤り。